

袴田事件再審開始決定に対する声明

一日でも早い再審開始を求めるとともに事実を捏造し真実を隠蔽し続けた警察・検察とこれに加担した裁判所を糾弾する

1 2014年3月27日、静岡地方裁判所刑事第1部（村山浩明裁判長）は、袴田事件 - 第二次再審請求に対して再審開始を決定したうえ、袴田巖さんに対する死刑の執行を停止するにとどまらず、「耐え難いほど正義に反する状況にある」と判断し、異例の「拘置の執行の停止」をも決定し、袴田さんの身柄を解放した。東京高裁も、検察官による拘置の執行停止の決定に対する抗告申立に対し、静岡地裁の判断を支持し、抗告を棄却した。

自由法曹団は、静岡地裁の決定と東京高裁の抗告棄却を評価するとともに、約半世紀にわたり真実の声を上げ続けた袴田さんとそのご家族、支援者の方々、弁護団の奮闘に心より敬意を表する。

2 確定判決は、犯行時に袴田さんが着用していたものとして「5点の衣類」を有罪の有力な証拠としていた。しかし、今回の再審開始決定は、DNA型鑑定等により「5点の衣類」が犯行時に袴田さんが着用していたものであるという認定に相当程度の疑いが残ると判断した。

袴田さんの犯人性を立証できる有力な証拠が存在しないことが科学的に明らかにされた以上、袴田さんに対する再審が開始されることは当然であり、一日でも早く再審公判が開始され、袴田さんの無実が明らかにされることを強く望む。

3 また、今回の再審開始決定は「5点の衣類」が、捜査機関のねつ造した証拠である疑いがあることを繰り返し言及している。

さらに、長期にわたる再審審理の中において、アリバイ等の袴田さんの無実を証明する多数の証拠が捜査機関により隠蔽され続けていたことが明らかになった。

真実を究明することを放棄し、長期の身柄拘束下で身に覚えのない罪を自白させて有罪に陥れただけでなく、虚偽の事実を捏造し、真実を隠蔽し続け、無辜の者を死刑台の前に立たせ続けた警察・検察の責任は、権力犯罪という言葉ですら足りないほど重いものである。

また、袴田さんの声に真摯に耳を傾けず、警察・検察の行為を容認した確定審及び第一次再審請求の裁判所の責任も看過されてはならない。

4 自由法曹団は、再審が開始され袴田さんの無実が一日でも早く確定することを強く希望するとともに、事実を捏造し、真実を隠蔽し続けた警察・検察の責任とこれに加担した裁判所の責任を今後も追及していく。

以上声明する。

2014年3月31日

自由法曹団
団 長 篠 原 義 仁